

令和5年10月12日

事業主各位

福岡労働局労働基準部監督課長
(契印省略)

「労働時間管理適正化指導員」制度活用のご案内

日頃から労働基準行政に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、自動車運転者については、他業種の労働者に比較して長時間労働の実態にあり、労働時間をはじめ労働基準関係法令違反も、多くの事業場で認められています。また、働き方改革に伴い、2024年度から施行される「自動車運転者の時間外労働上限規制（年960時間）」及び「改正・改善基準告示」への対応準備も、急ぎ進めていただく必要があります。

このような状況から、福岡労働局では、「労働時間管理適正化指導員」制度を設け、指導員が各事業場を個別に訪問し、直接、事業主・担当者に労働基準関係法令・改善基準告示等の説明や長時間労働の改善に向けた取り組み事例の紹介等を行うこととしています。本制度は、各事業場の適正な労務管理の確保等を支援する制度であり、労働基準監督署が行う監督指導などとは異なりますので、この機会に積極的にご活用ください。

労働時間管理適正化指導員の個別訪問を希望される方は、別紙の「個別訪問等申込書」にご記入の上、「訪問事前アンケート」とともに、下記宛て電話、電子メール、又は同封の返信用封筒にて、お申し込みください。

以上

【お問合せ/お申込先】

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎新館 4階
福岡労働局労働基準部監督課
労働時間管理適正化指導員 久保山修一、樋口拓二
(電話) 092-411-4862

電子メールの場合 (shidouin40@mhlw.go.jp)